Ⅷ　特定教育･保育施設
（確認監査）

Ⅷ　特定教育・保育施設（確認監査）

事　　項	内　　容	解　　説	根　拠　法　令　等	書　類　等
1　基本方針（一般原則）	1　**基本方針（一般原則）**を遵守すること。	(1) 良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。 (2) 子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。 (3) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 (4) 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。	**◎北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例** **（平成２６年１０月７日北九州市条例第５４号。以下市条例第５４号とする）　第３条** 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。 2　特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。 3　特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 4　特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。	運営規程
2　暴力団員等の排除	1　暴力団員等の反社会的勢力の者に該当しないこと。	(1) 施設の設置者若しくは施設の長又は地域型保育事業者若しくは事業所の管理者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下、「暴力団員等」という。)に該当しないこと。 (2) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用していないこと。 (3) 暴力団員等によりその運営について支配を受けていると認められないこと。 (4) 施設の設置者若しくは施設の長又は地域型保育事業者若しくは地域型保育事業所の管理者が、福岡県暴力団排除条例第23条第1項の規定により県条例第22条の勧告(県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。)に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。 (5)施設の設置者若しくは施設の長又は地域型保育事業者若しくは地域型保育事業所の管理者が、県条例第25条第1項第3号に該当することにより懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。	**◎市条例第５４号　第４条** 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、次の各号のいずれかに該当してはならない。 (1)　当該特定教育・保育施設の設置者(その者が法人である場合にあっては、その役員等(児童福祉法第34条の15第3項第4号ニに規定する役員等をいう。以下この条において同じ。))若しくは当該特定教育・保育施設の長又は当該特定地域型保育事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員等)若しくは当該特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)の管理者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この条においてこれらを「暴力団員等」という。)であること。 (2)　暴力団員等をその業務(特定地域型保育事業者にあっては、その特定地域型保育事業所の業務をいう。以下この号において同じ。)に従事させ、又はその業務の補助者として使用していること。 (3)　暴力団員等によりその運営(特定地域型保育事業者にあっては、その特定地域型保育事業所の運営をいう。)について支配を受けていると認められること。 (4)　当該特定教育・保育施設の設置者(その者が法人である場合にあっては、その役員等を含む。次号において同じ。)若しくは当該特定教育・保育施設の長又は当該特定地域型保育事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員等を含む。次号において同じ。)若しくは当該特定地域型保育事業所の管理者が、福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。)第23条第1項の規定により県条例第22条第1項の勧告(県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。)に従わなかっ	

事　項	内　容	解　説	根拠法令等	書類等
			た旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。 (5)　当該特定教育・保育施設の設置者若しくは当該特定教育・保育施設の長又は当該特定地域型保育事業者若しくは当該特定地域型保育事業所の管理者が、県条例第25条第1項第3号に該当することにより懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。	
3　利用定員に関する基準	1　利用定員を定め、遵守していること。	(1) 利用定員の数を20人以上とすること。(認定こども園及び保育所に限る。) (2) 次の特定教育・保育施設の区分に応じ、給付認定子どもの区分ごとの利用定員を定めていること。 なお、3号認定子どもの区分にあっては、0歳と1～2歳に区分して定めること。 ①認定こども園 1号・2号・3号認定子どもの区分 ※認定こども園は、3号認定子どもの区分を設けないことができる。 ※また、幼保連携型認定こども園に限り、1号認定子どもの区分を設けないことができる。 ②幼稚園 1号認定子どもの区分 ③保育所 2号・3号認定子どもの区分	**◎市条例第５４号　第５条** 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、その利用定員(法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を20人以上とする。 2　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1)　認定こども園　法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2)　幼稚園　法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3)　保育所　法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分 **＊法＝子ども・子育て支援法（以下この調書において同じ）**	運営規程
4　運営に関する基準	1　内容及び手続の説明及び同意	(1) 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、保護者に対し、次に掲げる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得ていること。 なお、保護者からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、保護者の承諾を得て、電子データにより提供し、当該文書を交付したものとみなすことができる。 ①運営規程の概要 ②職員の勤務体制 ③利用者負担 ④その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項	**◎市条例第５４号　第６条** 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第21条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第14条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該特定教育・保育の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 **◎市条例第５４号　第５４条** **特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。**	運営規程 重要事項説明書 入園のしおり

事　項	内　容	解　説	根拠法令等	書類等
			2　特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第 4 項の規定により教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。 (1)　電子情報処理組織を使用して記載事項を教育・保育給付認定保護者に送信し、又はその閲覧に供し、当該教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 (2)　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。第 6 項第 2 号において同じ。）をもって調製する方法により記載事項をファイルに記録した物を交付する方法 3　前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない 4　特定教育・保育施設等は、第 2 項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は第 6 項各号に掲げる方法により承諾を得なければならない。 (1)　第 2 項各号に掲げる方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの (2)　ファイルへの記録の方式 5　前項の承諾を得た特定教育・保育施設等は、教育・保育給付認定保護者から文書又は次項各号に掲げる方法により当該承諾に係る電磁的方法による記載事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 6　特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等による同意については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の提出に代えて、次に掲げる方法により得ることができる。 (1)　電子情報処理組織を使用して書面等に記載すべき事項を教育・保育給付認定保護者から受信し、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 (2)　電磁的記録媒体をもって調製する方法により書面等に記載すべき事項をファイルに記録した物の提出を受ける方法 7　前項各号に掲げる方法は、特定教育・保育施設等がファイルへの記載を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。	

事　　項	内　　容	解　　説	根　拠　法　令　等	書　類　等
	2　正当な理由のない提供拒否の禁止等	(1) 保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなく、これを拒んではならない。(私立保育所は対象外) (2) 1 号認定子どもの受け入れに際し、利用定員を超える利用の申し込みがあった場合においては、公正な方法により選考しなければならない。(私立保育所は対象外、1 号認定子どもの受け入れをしない施設は対象外) (3) (2) の選考方法をあらかじめ保護者に明示した上で、選考を行っていること。(私立保育所は対象外、1 号認定子どもの受け入れをしない施設は対象外) (4) 子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。(私立保育所は対象外)	**◎市条例第５４号　第７条** 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2　特定教育・保育施設(認定こども園及び幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 3　特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4　特定教育・保育施設は、第 2 項又は前項の規定による選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。 5　特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	運営規程
	3　あっせん、調整及び要請に対する協力	(1) 子ども・子育て支援法第 42 条第 1 項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。(私立保育所は対象外) (2) 2 号・3 号認定子どもの利用に関し、児童福祉法の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。(幼稚園・私立保育所は対象外)	**◎市条例第５４号　第８条** 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第 42 条第 1 項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 2　特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第 24 条第 3 項(同法附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	
	4　私立保育所の委託拒否の禁止	(1) 市から児童福祉法第 24 条第 1 項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がなく、これを拒んではならない。	**◎市条例第５４号　付則３** 特定保育所は、市町村から児童福祉法第 24 条第 1 項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。	

事　　項	内　　容	解　　説	根　拠　法　令　等	書　類　等
	5　受給資格等の確認	(1) 利用開始に際し、保護者の提示する支給認定証により、次の内容を確かめること。 ①給付認定の有無 ②給付認定子どもの区分（1 号・2 号・3 号） ③給付認定の有効期間 ④保育必要量（保育標準時間・保育短時間）等	**◎市条例第５４号　第９条** 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。	支給認定証又は子どものための教育・保育給付認定結果通知書の事項を確認している書類
	6　支給認定の申請に係る援助	(1) 給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 (2) 給付 認定の変更の申請が遅くとも保護者が受けている給付認定の有効期間の満了の日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。 ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。	**◎市条例第５４号　第１０条** 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。	
	7　心身の状況等の把握	(1) 特定教育・保育の提供に当たっては、子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	**◎市条例第５４号　第１１条** 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	児童（記録）票 保育原簿等
	8　小学校等との連携	(1) 特定教育・保育の提供の終了に際し、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報提供を行う等、関係機関との密接な連携に努めなければならない。	**◎市条例第５４号　第１２条** 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	指導要録 小学校との連携の記録
	9　特定教育・保育の提供の記録	(1) 特定教育・保育を提供したときは、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	**◎市条例第５４号　第１３条** 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供したときは、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない	全体的な計画 教育課程 日誌 出席記録簿等
	１０　利用者負担額等の受領	(1) 特定教育・保育を提供した際は、保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払を受けること。（私立保育所は対象外） (2) 特定教育・保育の提供に当たって、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、特定教育・保育費用基準額（公定価格）と教育・保育の質の向上を図るために要する費用との差額に相当する金額の範囲内で保護者か	**◎市条例第５４号　第１４条** 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。 2　特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。	運営規程 重要事項説明書 利用者負担額に係る請求書

事　項	内　容	解　説	根拠法令等	書類等
		ら支払を受けること。 当該支払を受けている場合、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支払を求める理由について書面で明らかにするとともに、書面での同意を得なければならない。 私立保育所の場合、当該支払を受けることについて、市の同意を得なければならない。 (3) 実費徴収をしている場合、徴収している費用は、次に掲げる費用であるか。 ①日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 ②特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ③食事の提供に要する費用（条例で定める世帯の副食費を除く） ④特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑤その他特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの 当該支払を受ける場合、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支払を求める理由について書面で明らかにするとともに、同意を得なければならない。 (4) 上記 (1) ～ (3) の費用の支払を受けた場合、当該費用に係る領収証を当該支払いをした保護者に対し交付しなければならない。	3　特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 4　特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)　日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 (2)　特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 (3)　食事の提供に（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア　次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供 （ア）　法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　7万7,101円 （イ）　法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。）5万7,700円（特定教育・保育給付認定保護者にあっては、7万7,101円） イ　次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。（ア）において同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。） （ア）　法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者 （イ）　法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども（そのうち最年長及び2番目の年長者である者を除く。）である者 ウ　満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供 (4)　特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 (5)　前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの 5　特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。 6　特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支払を求める理由について書面によって明らか	利用者負担額に係る領収書 利用者負担に係る説明文書

事　項	内　容	解　説	根拠法令等	書類等
			にするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第 4 項の規定による支払に係る同意については、文書によることを要しない。 **◎市条例第５４号　付則２** 特定保育所(法附則第 6 条第 1 項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第 14 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第 6 条第 1 項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第 20 条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。)」と、同条第 2 項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。)」と、同条第 3 項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市長の同意を得て、」と、第 20 条中「施設型給付費の支給」とあるのは「法附則第 6 条第 1 項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供」とし、第 7 条及び第 8 条の規定は適用しない。	
	１１　施設型給付費等の額に係る通知等	(1) 法定代理受領により給付費の支給を受けた場合は、保護者に対し、当該保護者に係る給付費の額を通知しなければならない。(私立保育所は対象外) (2) 法定代理受領を行わず給付費の支給を受けた場合は、保護者に対し、特定教育・保育の内容、費用の額等を記載した特定教育・保育提供証明書を保護者に対して交付しなければならない。	**◎市条例第５４号　第１５条** 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。 2　特定教育・保育施設は、前条第 2 項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。	法定代理受領通知 特定教育・保育提供証明書
	１２　特定教育・保育の取扱方針	(1) 次に掲げる施設の区分に応じて定めるものに基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければばらない。 ①幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ②幼稚園型・保育所型・地方裁量型認定こども園 幼稚園教育要領、保育所保育指針 また、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえること。 ③幼稚園 幼稚園教育要領 ④保育所 保育所保育指針	**◎市条例第５４号　第１６条** 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める要領又は指針に基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じた特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1)　幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)　幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第 10 条第 1 項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。) (2)　認定こども園(認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び同条第 11 項の規定による公示がされたものに限る。)　次号に掲げる要領及び第 4 号に掲げる指針 (3)　幼稚園　幼稚園教育要領(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 25 条第 1 項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項	

事　項	内　容	解　説	根拠法令等	書類等
			をいう。 (4)　保育所　北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年北九州市条例第 64 号)第 50 条に規定する厚生労働大臣が定める指針 2　前項第 2 号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。	
	１３　特定教育・保育に関する評価等	(1) 自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	**◎市条例第５４号　第１７条** 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 2　特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に特定教育・保育の質の改善を図るよう努めなければならない。	自己評価の記録
	１４　相談及び援助	(1) 常に子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	**◎市条例第５４号　第１８条** 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	
	１５　緊急時等の対応	(1) 現に特定教育・保育の提供を行っているときに、子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	**◎市条例第５４号　第１９条** 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	
	１６　給付認定保護者に関する市町村への通知	(1) 特定教育・保育を受けている子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。	**◎市条例第５４号　第２０条** 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	
	１７　運営規程	(1) 次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めなければならない。 ①施設の目的及び運営の方針 ②提供する特定教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④特定教育・保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 また、1 号認定子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。	**◎市条例第５４号　第２１条** 特定教育・保育施設は、次に掲げる事項について規程(第 24 条において「運営規程」という。)を設けなければならない。 (1)　施設の目的及び運営の方針 (2)　提供する特定教育・保育の内容 (3)　職員の職種、員数及び職務の内容 (4)　特定教育・保育の提供を行う日(法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。)及び時間並びに提供を行わない日	運営規程

事　項	内　容	解　説	根拠法令等	書類等
		⑤保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥利用定員 ⑦特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項。また、選考方法を含む。 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項	(5)　第 14 条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6)　第 5 条第 2 項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員 (7)　特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項(第 7 条第 2 項又は第 3 項の規定による選考の方法を含む。) (8)　緊急時等における対応方法 (9)　非常災害対策 (10)　虐待の防止のための措置に関する事項 (11)　前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育施設の運営に関して重要な事項	
	１８　勤務体制の確保等	(1) 子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 (2) 当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。 ただし、子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 (3) 職員の資質を向上させるための研修の機会を確保しているか。	**◎市条例第５４号　第２２条** 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2　特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3　特定教育・保育施設は、職員の資質を向上させるための研修の機会を確保しなければならない。	出勤簿 勤務表 職員名簿 雇用契約書 給与台帳 研修報告書
	１９　利用定員の遵守	(1) 利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。 ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第 34 条第 5 項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第 24 条第 5 項又は第 6 項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	**◎市条例第５４号　第２３条** 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第 34 条第 5 項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第 24 条第 5 項又は第 6 項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	
	２０　重要事項の掲示等	(1)　施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。	**◎市条例第５４号　第２４条** 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。	重要事項説明書

事　項	内　容	解　説	根拠法令等	書類等
	２１　支給認定子どもの平等取扱い	(1) 子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	**◎市条例第５４号　第２５条** 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	
	２２　虐待等の禁止	(1) 職員は、子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	**◎市条例第５４号　第２６条** 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	
	２３　秘密保持等	(1) 職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 (2) 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 (3) 小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかなければならない。 なお、要録（幼保連携型認定こども園園児指導要録、幼稚園幼児指導要録、保育所児童保育要録）の送付については、法令等に基づく第三者提供（小学校への送付等）のため、本人（保護者）の同意は不要。	**◎市条例第５４号　第２８条** 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2　特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3　特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。	就業規則 秘密保持の誓約書等 個人情報に関する誓約書
	２４　情報の提供等	(1) 特定教育・保育施設を利用しようとする子どもの保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 (2) 特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	**◎市条例第５４号　第２９条** 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるよう、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2　特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	入園のしおり パンフレット等

事　項	内　容	解　説	根拠法令等	書類等
	２５　利益供与等の禁止	⑴ 特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 ⑵ 小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	**◎市条例第５４号　第３０条** 特定教育・保育施設は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2　特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	
	２６　苦情への対応等	⑴ その提供した特定教育・保育に関する子ども又はその保護者その他の家族（以下「子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 なお、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所にあっては、第三者窓口も設置していること。 ⑵ 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 ⑶ その提供した特定教育・保育に関する子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 ⑷ その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う検査等に応じ、子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ⑸ 市からの求めがあった場合には、上記（４）の改善の内容を市に報告しなければならない。	**◎市条例第５４号　第３１条** 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2　特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 4　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 5　特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。	苦情対応マニュアル等 苦情受付簿 苦情報告 苦情解決の記録

事　項	内　容	解　説	根拠法令等	書類等
	２７　地域との連携等	(1) その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力等により地域との交流に努めなければならない。	**◎市条例第５４号　第３２条** 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力等により地域との交流に努めなければならない。	事故発生防止マニュアル等 事故報告書 研修報告書 損害賠償に係る書類
	２８　事故発生の防止及び発生時の対応	(1) 事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。 ①事故が発生した場合の対応、下記の②に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 ②事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析に基づく改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。 ③事故発生の防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を定期的に行うこと。 (2) 子どもに対する特定教育・保育の提供に際して事故が発生した場合は、速やかに市、当該子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 (3) 上記（２）の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 (4) 子どもに対する特定教育・保育の提供に際して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければばらない。	**◎市条例第５４号　第３３条** 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 (2)　事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析に基づく改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。 (3)　事故発生の防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を定期的に行うこと。 2　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に際して事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 3　特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 4　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に際して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	
	２９　会計の区分	(1) 特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	**◎市条例第５４号　第３４条** 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	会計に関する書類

事　項	内　容	解　説	根拠法令等	書類等
	３０　記録の整備	⑴ 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ⑵ 子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ①「特定教育・保育の取扱方針」に関し、その取扱方針に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画 ②「教育・保育の提供の記録」に関し、その提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 ③「利用者に関する市への通知（不正受給の防止）」に関し、市への通知に係る記録 ④「苦情解決」に関し、苦情の内容等の記録 ⑤「事故発生の防止及び発生時の対応」に関し、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	**◎市条例第５４号　第３５条** 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 (1)　第 16 条第 1 項各号に定める要領又は指針に基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画 (2)　第 13 条の規定による特定教育・保育の提供の記録 (3)　第 20 条の規定による市町村への通知に係る記録 (4)　第 31 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録 (5)　第 33 条第 3 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	職員、整備、会計に関する諸記録 全体的な計画 教育課程 教育・保育提供の記録 苦情解決の記録 事故報告書
５　特例施設型給付費に関する基準	１　特別利用保育の基準	⑴ 市条例第６４号に定める基準を遵守しなければならない。	**◎市条例第５４号　第３６条** 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に定める基準を遵守しなければならない。 2　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第 5 条第 2 項第 3 号の規定により定められた法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3　特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第 7 条第 3 項及び第 8 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 7 条第 2 項中「認定こども園及び幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」とあるのは「同項第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」と、第 14 条第 2 項中「第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「第 28 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ（イ）中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。	

事　　項	内　　容	解　　説	根　拠　法　令　等	書　類　等
	2　特別利用教育の基準	(1) 幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)に定める基準を遵守しなければならない。	**◎市条例第５４号　第３７条** 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)に定める基準を遵守しなければならない。 2　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3　特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章(第7条第3項及び第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「第19条第1号」とあるのは「第19条第2号」と、「同号に掲げる小学校就学前こどもに該当する」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」と、第14条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ（イ）中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする。	